

射撃競技用拳銃及び空気拳銃の所持許可の期間を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第 1 号

射撃競技用拳銃及び空気拳銃の所持許可の期間を定める規則等の一部を改正する規則

(射撃競技用拳銃及び空気拳銃の所持許可の期間を定める規則の一部改正)

第 1 条 射撃競技用拳銃及び空気拳銃の所持許可の期間を定める規則（昭和53年埼玉県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 6 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

(教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部改正)

第 2 条 教習資格認定証の有効期間を定める規則（昭和55年埼玉県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第26条第 2 項」を「第33条第 2 項」に改める。

(芸能の公演及び博覧会その他これに類する催しにおける銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間を定める規則の一部改正)

第 3 条 芸能の公演及び博覧会その他これに類する催しにおける銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間を定める規則（平成 4 年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則の一部改正)

第 4 条 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則（平成21年埼玉県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表中「第 8 条第 3 号」を「第11条第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。